

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社Faber Company			コード	220A		
提出日	2024/12/5		異動（予定）日	2024/12/25			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	石坂 茂	社外取締役	○									○					有
2	中川 隆	社外取締役	○									△				新任	有
3	本橋 信之	社外取締役	○												○		有
4	伊藤 修平	社外取締役	○												○		有
5	根本 鮎子	社外取締役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	株式会社IBJと当社との間には人的関係、資本的関係はないものの、取引関係があります。しかしながら当該取引額は僅少（当社の連結売上高および同社の連結売上高に占める割合に1%未満）であり当社経営からの独立性が確保されているものと判断しています。	石坂茂氏は、東証プライム市場上場企業である株式会社IBJの創業者及び代表取締役であり、人材育成や営業メソッド、コンプライアンス体制の確立等、経営全般に対する深い経験及び高度な知見を有しており、独立した立場から当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果すに適任であると判断し、社外取締役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	中川隆氏は当社の上場主幹事証券会社である株式会社SBI証券の親会社にあたるSBIホールディングス株式会社において、過去に業務執行者であった経歴を有します。SBIホールディングス株式会社と当社との間には人的関係、資本的関係はないものの、取引関係があります。しかしながら当該取引額は僅少（当社の連結売上高および同社の連結売上高に占める割合に1%未満）であり当社経営からの独立性が確保されているものと判断しています。	中川隆氏は、長年の金融事業で培った高度なファイナンスの知識と、短期で会社の収益向上・事業拡大が可能なバイアウト等のPMIの実績、上場企業の役員を歴任した経験を有しており、独立した立場から当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果すに適任であると判断し、社外取締役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3		本橋信之氏は、経営に関する高度な専門的な知識及び豊富な経験を有しており、独立した立場から当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果すに適任であると判断し、社外取締役として選任しております。当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		伊藤修平氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門的知識を有しており、独立した立場から当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果すに適任であると判断し、社外取締役として選任しております。当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5		根本鮎子氏は、弁護士としての豊富な経験と、法務に関する高度な専門的知識を有しており、独立した立場から当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果すに適任であると判断し、社外取締役として選任しております。当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 换算説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。